

◎：従来より変更可 ○：当院と保険調剤薬局との合意により変更可 ×：変更不可(疑義照会が必要)

合意事項	詳細
① 成分名が同一である 先発品/後発品 への銘柄変更 ※ 適応が異なる場合は変更不可 ※ 漢方薬については、同じ成分・銘柄であっても製薬企業によって組成が異なる為、疑義照会。	・銘柄名処方では、後発品へ(後発品同士)の変更は従来より可。 合意により先発品への変更も可とする。 ・後発品の推進が原則であることは変わりなし。 ・変更調剤後の薬剤料が変更前のものと比較して同額以下であることを原則とするが、変更前より高額となる場合、患者に対して十分に説明し、同意を得た上での変更を可とする。

- ◎ プリンペラン錠5mg → メクロプラミド錠5mg (先発品)→(後発品)
- アクトネル錠75mg → ベネット錠75mg (先発品)→(先発品)
- リピディル錠 → トライコア錠 【一般名:フェノフィブラート】 (先発品)→(先発品)同一成分
- シングレア錠10mg → キプレス錠 10mg 【一般名:モンテルカスト】 (先発品)→(先発品)同一成分
- ジャスビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg 【一般名:シタグリブチン】 (先発品)→(先発品)同一成分
- ボナロン錠35mg → フオサマック錠35mg → アレンドロン酸錠 35mg【一般名:アレンドロン酸ナトリウム】(先発品)→(先発品)同一成分
- アムロジピンOD錠 5mg → ノルバスクOD錠 5m → アムロジピンOD「SW」 (先発品)→(先発品)→(後発品)
- ◎ グラケーカプセル 15mg → メナテレノンカプセル 15mg (先発品) →(後発品)
- ◎ グリベック錠 100mg → イマチニブ錠100mg「ファイザー」(先発品) →(後発品)
- ◎ エスエーワン配合OD錠T20 → エヌケーエスワン配合OD錠T20 (後発品)→(後発品)
- アスピリン腸溶錠「トワ」 → バイアスピリン錠 (後発品)→(先発品)
- ドパコール配合錠L100 → メネシット配合錠100 (後発品)→(先発品)
- デキストロトルファン錠 → メジコン錠 (後発品)→(先発品)

合意事項	詳細
② 内服薬の剤形の変更 ※ 適応が異なる場合は変更不可 【安定性、利便性の向上のための変更に限る】 ・錠剤⇔カプセル剤 ⇔ 口腔内崩壊錠(OD錠) ・散剤 ⇔ 錠剤、粉砕指示 ⇔ 散剤 ・クリーム剤⇔軟膏、経口剤⇔坐剤⇔液剤 の変更は不可 必ず疑義照会を行うこと！	・後発医薬品の場合は下記の類似剤形間での変更が従来より可。 ア) 錠剤(口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤、フィルム剤、ゼリー剤 イ) 散剤、顆粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る) ウ) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る) ・合意により先発品においても剤形変更を可とする。 ・更に、類似ではない剤形間の変更(錠剤⇔散剤など)も、安定性、利便性の向上のための変更に関し限り可とする。 ・用法・用量が変わる場合、患者に対して十分に説明し、同意を得た場合に限り変更可とする。

- ◎ エスエーワン配合OD錠T20 → エスエーワン配合カプセルT20 (後発品)の類似剤形へ変更
- クラリシッド・ドライシロップ10%小児用 成分量1回100mg → クラリシッド錠50mg小児用 1回2錠 (先発品)の別剤形へ変更
- ビオフェルミンR散 → ビオフェルミンR錠 (後発品)の別剤形へ変更
- タケロンOD錠 15mg → タケロンカプセル 15mg (口腔内崩壊錠OD錠)→(カプセル剤)への変更
- ノルバスク錠 5mg → ノルバスクOD錠 5m (錠剤)→(口腔内崩壊錠OD錠)への変更
- ◎ 【般】ロスバスタチン口腔内崩壊錠 5mg → クレストール錠 5mg (口腔内崩壊錠OD錠)→(錠剤)への変更
- ミヤBM錠 → ミヤBM細粒 (錠剤)→(散剤) への剤形変更
- ワンアルファ錠 0.5μg 2錠 → アルファロール散 1μg/g 1g (錠剤)→(散剤) への剤形変更
- ガスター錠 ⇔ ガスター散 ⇔ ガスターOD錠 ⇔ ファモチジン錠 同一成分における剤形変更
- レボフロキサシン錠 500mg @粉砕 1錠 → レボフロキサシン細粒10% 5g (錠剤粉砕)→(散剤)へ剤形変更 ※価格要説明
- ボナロン錠 35mg → ボナロン経口ゼリー35mg (錠剤)→(ゼリー剤) への剤形変更 ※価格要説明
- リスベリドンOD錠 1mg → リスベリドン内服液1mg分包 1mg (口腔内崩壊錠OD錠)→(内服用液剤) への剤形変更 ※価格要説明
- × デパケンR錠 200mg → バレリンシロップ5% 200mg (徐放錠剤)→(液剤) への剤形 用法用量が異なるため不可
- × アダラートL錠 20mg → アダラートCR錠 20mg (持続時間、用法用量が異なるため不可)

合意事項	詳細
③ 患者の希望によるパップ剤とテープ剤 の変更 ・パップ剤⇔テープ剤(同一規格のみ)は可能	・安定性のデータに留意すること ・成分が同じものに限る、合計処方量に変更がない場合に限る ※必ず患者の希望があった場合の変更に限る。またその説明と同意

- 【般】ロキソプロフェン Na パップ100mg(7枚/袋)1袋 → ロキソプロフェン Na テープ100mg(7枚/袋)1袋 (パップ剤)→(テープ剤)の剤形変更
- ロキソニンパップ100mg → ロキソニンテープ 100mg (パップ剤)→(テープ剤) への外用剤の剤形変更 ※ 総枚数も同じとする

合意事項	詳細
⑧ 残薬調整の内服薬・外用薬の日数変更(ハイリスク薬を含む) 【処方日数と次回受診日までの日数が妥当な 場合に限る】 次回の処方忘れの可能性や保険請求の不整合が生じる可能性がある為、最低1日以上処方日数とする。	・残薬の調整でも、残薬の現物を確認。処方薬を削除する場合は疑義照会。全削除も不可。 ・コンプライアンスに問題があると判断される場合は処方医へ情報提供(変更報告書)。残薬が生じた原因を検討し、適切な指導、介入を当院へ必ず報告すること ・インスリンの針の本数・種類変更も可 ※ 日数延長の場合、麻薬、抗悪性腫瘍薬、向精神薬(眼剤)、覚醒剤原料は対象外 →これらの薬剤は必ず疑義照会とする

- 【般】アムロジピン口腔内崩壊錠5mg 21日分 → 14日分 残薬あるため日数減
- ×【般】アムロジピン口腔内崩壊錠5mg 21日分 → 残薬あるため不要、処方削除 ※ 削除の場合は疑義照会
- 【般】アムロジピン口腔内崩壊錠5mg 21日分 → 28日分 次回までの不足分、日数延長 ※ 次回受診時まで明らかに日数不足
- × バクタ配合錠 月・水・金 28日分 → 12日分 ※ 残薬の調整ではなく、処方ミス(他薬剤の総日数不明で単割)の場合、疑義照会が必要
- アジルバ錠 20mg 30日分 → 20日分 残薬あるため日数減
- リンデロンVG軟膏 0.1% 3本 → 2本 1本残薬あるため本数減
- 0.1%ヒアレイン点眼液(5ml/本) 3本 → 1本 残薬あるため本数減
- × 0.1%ヒアレイン点眼液(5ml/本) 3本 → 残薬あるため不要、処方削除 ※ 削除の場合は疑義照会
- × 0.1%ヒアレイン点眼液(5ml/本) 3本 → 4本 次回までの不足分、本数追加 ※ 次回受診時まで明らかに不足(患者要求は不可)
- 残薬調整変更(抗がん剤を除く) 次回受診日を確認し、薬剤が不足とにならないようにする(次回受診予定日を報告書・備考欄へ記載)
 ※ 原則、残薬の現物を確認する。慢性疾患で手持ち分としている薬は残薬としない
 ※ 残薬が生じた原因について検討し、適切に指導や介入を行い、その内容を「変更報告書」に記載すること。必要に応じて提案も記載。
- 処方日数調整変更 次回受診日まで不足が予測され、中止、休薬がなく継続が確認できる場合は可。患者要望による必要以上の増量は不可
 ※ 次回受診日を必ず確認し薬剤が不足する場合。ただし、明らかな慢性疾患である等、必要性・目的を精査し不明な場合は疑義照会。

合意事項	詳細
⑨ 月1回、週1回、タイミング指定(曜日、隔日、偶数・奇数日など)が連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化 【連日投与の処方薬と同一の日数で処方されている場合等、適応症を鑑み処方間違いが明確な場合に限る】	・ 次回受診日を必ず確認し薬剤が不足する場合の延長は可。受診予定日を明記 ・「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合) ・ 週1回投与、隔日投与、曜日指定投与、透析日と非透析日 の場合で、定期処方や他の処方薬日数との整合性を図る場合の変更。

- 他の処方薬が28日分処方の時
- アクトネル錠75mg(月1回製剤) 28日分 → 1日分(月1回) (処方日数の適正化 曜日指定服用 処方日数間違いが明確な場合)
 - フォサマック錠35mg(週1回製剤) 28日分 → 4日分(週1回) ○ ブレドニン錠5mg 1錠 分1 朝食後 隔日 28日分 → 14日分
 - マリゼブ錠12.5mg(週1回製剤) 28日分 → 4日分(週1回) フロセミド錠20mg 1錠 分1 朝食後 隔日 28日分 → 14日分
 - ボナロン錠35mg(週1回製剤) 28日分 → 4日分(週1回) (処方日数の適正化 日数変換の間違いが明確な場合)
 - ザファテック錠 100mg(週1回製剤) 28日分 → 4日分(週1回)
 - ベネット錠 17.5mg(週1回製剤) 28日分 → 4日分(週1回)
 - ハーフジゴキシンKY錠 0.125mg 1錠 分1 朝食後 隔日 28日分 → 14日分
- DPP-4阻害剤 : 【週1回製剤】 ザファテック[®]錠(トラグリプチン)25mg, 50mg, 100mg、マリゼブ[®]錠(オマリグリプチン)12.5mg, 25mg
- ビスホスホネート製剤:
- 【月1回】 ベネット[®]錠75mg(リセドロン酸Na)、アクトネル[®]錠75mg(リセドロン酸Na)、リカルボン[®]錠50mg(ミドロン酸)、ポノテオ[®]錠50mg(ミドロン酸)
- 【週1回】 ベネット[®]錠17.5mg(リセドロン酸Na)、アクトネル[®]錠17.5mg(リセドロン酸Na)、フォサマック[®]錠35mg(アレンドロン酸Na)、ボナロン[®]錠35mg(アレンドロン酸Na)、ボナロン経口ゼリー[®]35mg(アレンドロン酸Na)
- 【1日1回】 ベネット[®]錠2.5mg(リセドロン酸Na)、アクトネル[®]錠2.5mg(リセドロン酸Na)、リカルボン[®]錠1mg、ポノテオ[®]錠1mg(ミドロン酸) フォサマック[®]錠5mg(アレンドロン酸Na)、ボナロン[®]錠5mg(アレンドロン酸Na)

合意事項	詳細
⑩ 患者の希望等で行う半割、粉碎、混合調剤	・安定性のデータに留意すること ・半錠、粉碎する、混合などは可能(その逆も可能)

- ビソプロロールフマル酸塩錠2.5mg 0.5錠 → 半錠にして交付
- アトルバスタチン錠5mg 1錠 → 嚥下困難のため粉碎し散剤にして交付 別Rpの薬を纏めて混合する場合、加算をとる場合は疑義照会

合意事項	詳細
⑪ 一包化調剤への変更 【安定性のデータに十分留意する】 ※ 一包化指示、一包化指示のヒート調剤は、患者、家族、介護者の説明と同意が必要	「患者希望」かつ「飲み忘れなどのアドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」理由により一包化調剤すること。薬学的に患者の必要性・有用性があると判断される一包化調剤 及び 全一包化から一部一包化(ヒート調剤あり)への変更(抗腫瘍剤、及びコメントに「一包化不可」とある場合は除く)。ただし、調剤報酬を伴う場合には「心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な場合」または「多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止する」理由による場合のみが対象。

- バイアスピリン錠100mg 1回1錠、ランソプラゾールOD錠15mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 一包化にして交付
- ※ 安定性を担保し、患者(家族 及び その介護者等)へ服用方法及び費用負担に関する説明を十分に行い、必ず同意を得てから行うこと。
- ※ アドヒアランス不良の原因について検討し、適切に指導や介入を行い、一包化するに至った薬学的判断理由を『事前合意プロトコルに基づく変更報告書』に記載すること。必要に応じて提案も記載すること。
- ※ 緩下剤などを全一包化の指示から一部一包化へ変更した場合には、患者へその理由を十分に説明し、効果・アドヒアランスをモニタリングすること。
- ※ 上記理由以外の適応は、合意範囲外とする。 ※ ヒート調剤⇔一包化調剤はプロトコル適応範囲内とするが、理由を変更報告書で要提出のこと

合意事項	詳細
⑫ 薬効に影響する用法変更 【薬効を考慮した用法変更】 ・α-GIの 食前 → 食直前 への変更 ・EPA製剤の 食後 → 食直後 への変更 【アドヒアランス向上を考慮した用法変更】 ・漢方、消化器用剤の 食前・食間 → 食後 ・EPA製剤の 食直後 → 食後 ・モンテルカスト錠の 寝る前 → 夕食後	① ビスホスホネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の『起床時』への変更 ② α-グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の『食直前』への変更 ③ クラバモックス小児用配合ドライシロップの用法が「食直前」以外の場合の『食直前』へ変更 ④ 2回目以降(初回処方時に用法を疑義照会し、確認がとれている)の漢方薬、EPA 製剤、EPA・DHA 製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与

- ① フォサマック錠 35mg 1回1錠 週1回 ●曜日 1日1回 朝食後 → 週1回 ●曜日 1日1回 起床時
- ② ボグリボース OD 錠 0.2mg 1回1錠 1日3回 毎食後 → 1日3回 毎食直前
- // グルファスト錠10mg 3錠 1日3回 (1回1錠) 毎食前 → 3錠 1日3回 毎食直前
- ③ クラバモックス小児用配合ドライシロップ 1回1包 1日2回 朝夕食後 → 1日2回 朝夕食直前
- ④ 大建中湯 7.5g 1日3回 毎食前【正】 → 毎食後 ※ 2回目以降の処方、初回時に食後と確認がとれている場合の変更
- // エパデール S600 1日3回 毎食直後【正】 → 毎食後 ※ 2回目以降の処方、初回時に食後と確認済(コンプライアンスの為)
- //【初回投与時、他薬剤処方なし】 ドンペリドン錠10mg 3錠 分3 毎食後 → 毎食前
- //【初回投与時、他薬剤処方なし】 ゲーフィス錠5mg 2錠 1日1回 (1回2錠) 夕食後 → 夕食前
- モンテルカストOD錠10mg 1錠 1日1回 朝食後 → 就寝前 初回投与であり、『医師承認済』コメントのない処方
- ※ 医師の処方を尊重し、医薬品適正使用の観点も踏まえ、患者の要望もよく確認してから変更すること
- ※ 変更により、アドヒアランスが向上し、有効性・安全性が変わらないことを十分に確認すること
- ※ 食後・食前の処方においては、添付文書上の『食直後』、『食直前』の記載を良く確認し、薬学的に許容出来る場合にのみ変更すること。また、許容出来ないと判断した場合には、必ず疑義照会を行うこと
- ※ 処方・薬品コメントに『医師承認済み』とのコメントがある場合の用法は、そのコメント用法を優先とする。
- 次回処方反映時は『医師承認済み』のコメントをオーダー修正し、服薬指導時における繰り返しの質問、聴取を避けるようにする
- α-グルコシダーゼ阻害剤 : アカルボース(グルコバイ[®])、ボグリボース(ベイスン[®])、ミグルトール(セイブル[®])、グルベス[®]配合錠
- 速効型インスリン分泌促進薬 : ナテグリニド(ファスティック[®])、スターシス[®])、ミチグリニド(グルファスト[®])、レパグリニド(シュアポスト[®])

合意事項	詳細
⑬ 服用・休薬期間指定の薬剤、外用剤の用法(回数・部位・タイミング)が口頭指示されている用法コメントの追記・修正	・外用薬剤で適用部位、指示コメントが無い場合の入力 ・抗がん剤等で服用期間、休薬期間が指定されており患者から聴取できた場合、薬学的妥当性がある場合の服用期間、休薬期間のコメント追記及び修正(明らかに前回処方Doをしており、服用休薬日付期間の表記の誤り)

- 足に塗布するように医師から口頭指示されていることを患者から聴取した場合 ○ルリコンクリーム1% 1日1回 → 1日1回 足に塗布
- モーラステープL 3袋 1日1回貼付 → 1日1回 腰に貼付 服薬指導により患者から貼付部位が「腰」と判明した場合
- TS-1(25mg)OD錠 4錠 分2 朝夕食後 21日間 → ●月●日～●月●日服用、●月●日～●月●日休薬 ▲日投与▲日休薬 の追記、修正

合意事項	詳細
⑭ 患者の希望等で行う味(フレーバー)の変更・追加	・エンシュア・H/ラコールラコール/イノラスなど成分栄養剤、薬剤矯味における味の変更・追加

- ラコールNF配合経腸用液(ミルクフレーバー) → ラコールNF配合経腸用液(コーヒーフレーバー)
- エンシュア・H (コーヒー)6缶 → エンシュア・H (バナナ) 3缶、エンシュア・H (メロン) 3缶 計6缶
- カリメート経口液20%(アップルフレーバー) → カリメート経口液20%(オレンジフレーバー)

合意事項	詳細
⑮ 先発品/後発品以外の医薬品(準先発品、局方品など)の変更 ※ 適応が異なる場合は変更不可	・準先発品、局方品、昭和42年以前の医薬品・基礎的医薬品の変更のうち、銘柄で処方されている局方品の変更

- プレドニン錠 5mg → プレドニゾロン錠 5mg「タケダ」
- ワーファリン錠 1mg → ワルファリンK錠 1mg「トーワ」
- 重カマ「ヨシダ」 → 重質酸化マグネシウム「ケンエー」 (局方品の屋号変更)

合意事項	詳細
⑩ 抗菌薬の併用有無による乳酸菌製剤と耐乳酸菌製剤の変更と継続使用	薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のピオフェルミン R からピオフェルミン への変更、またはその逆。

※ 併用期間のみピオフェルミン R を追加する場合には、ピオフェルミンとの合計日数は元のピオフェルミンの処方日数を超えないこと

合意事項	詳細
⑪ 患者希望等でおこなうヘパリン類似物質外用泡状スプレーの製品規格に合わせた処方量の変更	・ <u>100g /本</u> → <u>92g/本</u> への変更のみ可

○ 【般】ヘパリン類似物質外用スプレー 0.3%(100g) 1本 → ヒルドイドフォーム0.3%(92g) 1本

合意事項	詳細
⑫ 吸入・噴霧回数が異なる吸入薬／点鼻薬の規格容量変更	・ 総吸入回数、総噴霧回数が大きく変わらない範囲で規格を変更可能とする ・ 吸入／噴霧回数が不足する、或いはデバイスが変更になる場合は不可とする

○ アドエア 500 ディスカス 28吸入 2本 → アドエア 500 ディスカス 60吸入 1本

○ アラミスト点鼻液27.5μg 56噴霧用 2本 → アラミスト点鼻液27.5μg 120噴霧用 1本

合意事項	詳細
⑬ 服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせから元の配合剤への変更	・ 服用歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ(同一成分および含量)に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること (薬歴等に基づき、当院への入院により変更されていることを確認すること) ・ 服用歴のある配合剤において、配合剤および含有する単剤が、当院(院内)で採用されていないために、配合剤の片方の成分が同効薬に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること (薬歴等に基づき、当院への入院により変更されていることを確認すること)

○ (薬歴上) ミカムロ配合錠 AP 1錠

(今回処方) ミカルディス錠 40mg 1錠

アムロジピン OD 錠 5mg 1錠 → ミカムロ配合錠 AP 1錠 に変更可能

○ (薬歴上) プレミネント配合錠 LD 1錠

(今回処方) ニューロタン錠 50mg 1錠

フルイトラン錠 1mg 1錠 → プレミネント配合錠 LD 1錠 に変更可能

※ ヒドロクロロチアジド 12.5mg ≒ フルイトラン(=トリクロルメチアジド)1mg に相当として換算。

ロサルタンカリウム 50mg + ヒドロクロロチアジド 12.5mg ⇔ ロサルタンカリウム 50mg + トリクロルメチアジド 1mg

○ (薬歴上) スー ज्याヌ配合錠 1錠

(今回処方) グラクティブ錠 50mg 1錠

スーグラ錠 50mg 1錠 → スー ज्याヌ配合錠 1錠 に変更可能

※ 価格や適応症について十分に確認すること

※ 院内での調剤になった場合には、処方箋記載通りに調剤されることを説明すること

■ **ミケルナ配合点眼液** = カルテオロール塩酸塩20mg/mL + ラタノプロスト50μg/mL 1日1回点眼

[β受容体遮断薬+プロスタグランジンF2α誘導体]

= **ミケランLA**点眼液2% + **キサラタン**点眼液0.005%(=ラタノプロスト点眼液0.005%) 1日1回点眼

■ **アイラミド配合懸濁性点眼液** = プリモニジン酒石酸塩 1mg/mL + プリンゾラミド 10mg/mL 1日2回点眼

[α2作動薬+炭酸脱水酵素阻害薬]

= **アイファガン**点眼液0.1% + **エイゾプト**懸濁性点眼液1% 1日2回点眼

■ **テリロジー100エリプタ** = フルチカゾンフランカルボン酸エステル100 μ g
ウメクリジニウム臭化物74.2 μ g(ウメクリジニウムとして62.5 μ g)
ビランテロールトリフェニル酢酸塩40 μ g(ビランテロールとして25 μ g) **慢性閉塞性肺疾患** 1日1回吸入

= **レルベア100エリプタ + エンクラッセ62.5 μ gエリプタ**

[ICS + LABA + LAMA] = [『ICS + LABA』 + LAMA]